「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）」を踏まえた子ども・子育て支援事業計画のポイント

１　子ども・子育て支援の意義に関する事項

〇「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。

〇障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

〔子どもの育ちに関する理念〕

〇乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。

〔子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義〕

〇子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。

〇子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

〔社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割〕

〇社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

２　幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

（１）幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

〇子ども・子育て支援は、子ども・子育て支援の意義を踏まえて実施する。
〇市町村は子ども・子育て支援新制度の実施主体
・地域住民の子ども・子育て支援の利用状況＋利用希望を把握し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成する。
・質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。
〇子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供が主眼。
→質の確保・向上を図ることが重要
→幼児教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
→幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮
→施設・事業の運営の状況に関する評価の実施、運営の改善　　等
→障害児など特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるようにするための配慮が必要
→市町村、都道府県及び国は、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善の取組の促進に必要な支援を実施

（２）子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働

〇質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、以下の連携・協働の体制を整備する。
・市町村内における新制度に係る事務の一元的実施体制の整備、関係部局間の連携・協働
・市町村と事業者、事業者間の連携・協働（教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、保育所等と放課後児童健全育成事業との連携等）
・妊娠・出産期からの切れ目ない支援に係る連携、保幼小連携、０～２歳に係る取組と３～５歳に係る取組の連携

３　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項（事業計画作成指針）

（１）子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

〇子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成する。

〇幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況＋利用希望を踏まえて計画を作成する。

（２）市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項（必須記載事項）

①教育・保育提供区域の設定

〇地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定める必要がある。

〇教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、小学校就学前子どもの区分（認定区分）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

②各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（参酌標準）、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

ア　幼児期の学校教育・保育の量の見込み（参酌標準）

〇市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める。

・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」

に、「利用希望」を踏まえて設定する。
・認定の区分（３－５歳：幼児期の学校教育のみ　３－５歳：保育の必要性あり　０－２歳：保育の必要性あり）に加え、０歳、１－２歳、３－５歳の３区分で設定する。（地域の実情等に応じて、さらに細かい区分で設定することも可能。）
〇待機児童の中心である０－２歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定する。
〇量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。（地方版子ども・子育て会議等における議論など）

イ　実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

〇市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定する。
※保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定する。

（イメージ）

		1年目			2年目			3年目			・・・
		3－5歳 学校教育 のみ	3－5歳 保育の必 要性あり	0－2歳 保育の必 要性あり	3－5歳 学校教育 のみ	3－5歳 保育の必 要性あり	0－2歳 保育の必 要性あり	3－5歳 学校教育 のみ	3－5歳 保育の必 要性あり	0－2歳 保育の必 要性あり	・・・
①量の見込み（必要利用定員総数）		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（教育・保育施設）	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	・・・
	地域型保育事業（※2）	／	／	20人	／	／	30人	／	／	50人	・・・
②－①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	

○市町村は、計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備する。

・「待機児童解消加速化プラン」（平成２５年４月１９日総理公表）により、保育ニーズのピークを迎える平成２９年度末までに待機児童解消を目指す。

※市町村計画には、あわせて特別な支援が必要な子どもの受入体制についても記載を検討する。

→この前提として、市町村は特別な支援が必要な子どもが利用可能な教育・保育施設及び地域型保育事業所をあらかじめ把握、計画作成段階で調整。なお利用段階において、必要に応じて障害児相談支援（利用時の支援等）との連携を推進する。また教育・保育施設、地域型保育事業者等は、設置・運営の際に、特別な支援が必要な子どもの受入れに配慮する。

③地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（参酌標準）、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

ア　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（参酌標準）

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

・当該市町村に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業に該当する事業（放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業など）の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定する。

○放課後児童健全育成事業は、学年が上がるほど利用が減少傾向にある。

→「年齢×親の就業状況」による機械的な試算ではなく、幅広く放課後の居場所を聞く方法により利用希望を把握することが必要。

○地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要。

（参酌）

事　項	内　容
①利用者支援に関する事業	利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、目標事業量を設定する。
②時間外保育事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。
③放課後児童健全育成事業	小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視し、利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、目標事業量を設定すること。
④子育て短期支援事業	利用希望把握調査等により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、目標事業量を設定する。
⑤乳児家庭全戸訪問事業	出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。
⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。
⑦地域子育て支援拠点事業	利用希望把握調査等により把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。
⑧一時預かり事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、目標事業量を設定する。
⑨病児保育事業	以下のいずれかの方法で設定する。 ①利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、目標事業量を設定する。 ②利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考える区域ごとに整備されるよう、目標事業量を設定する。
⑩子育て援助活動支援事業	利用希望把握調査等により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、目標事業量を設定する。
⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業	母子保健法の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の妊娠の届出件数を勘案して、目標事業量を設定する。

イ　実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

〇市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策））を設定する。

〇放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

（イメージ）

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目	・・・
①量の見込み	3000人（10か所）	3000人（10か所）	3000人（10か所）	・・・
②確保の内容	3000人（10か所）	3000人（10か所）	3000人（10か所）	・・・
②－①	0	0	0	・・・

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目	・・・
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)	・・・
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)	・・・
②－①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0	・・・

：　※事業ごとに記載。

④幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

〇認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）

〇質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

〇幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進

〇保幼小連携、０～２歳に係る取組と３～５歳に係る取組の連携

（３）市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

①市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等

・市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。

②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

〇市町村は、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備する。

〇０歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時（原則１歳到達時）からの利用を希望する保護者が、１歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載する。

③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

〇都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載する。

・児童虐待防止対策の充実　　・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進　・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

※上記の施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載する。

④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

〇市町村は、都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）
  - 労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
  - 好事例の収集・提供等
  - 企業における研修の実施等
  - 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等
  - 公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備

４　その他

〇市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、計画を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、子ども・子育て支援法に基づく審議会その他の合議制の機関等（いわゆる地方版子ども・子育て会議）を置くことに努める。

〇地方版子ども・子育て会議では、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を促す。